

パーキングパーミット制度を正しく理解しましょう

問 保健福祉課 障害福祉係
☎476-1111(137・138)

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）について

障がいのある方や介護が必要な高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の『身障者用駐車場利用証』が交付されます。

これは、本当に必要な人のために駐車スペースを確保する制度です。

◆対象となる方

- ・ **身体障がい者**（聴覚・言語障がいは対象外）
 下肢障がいの方は、6級まで対象
 視覚障がいの方は、4級まで対象
 上肢障がいの方は、1・2級が対象
 その他の障がいの方は、1～3級が対象
- ・ **知的障がい者**
 療育手帳の等級がA、A1、A2の方
- ・ **精神障がい者**
 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方
- ・ **高齢者**
 要介護状態区分が、要介護2～5の方
- ・ **難病患者**
 特定疾患医療受給者証をお持ちの方
- ・ **妊産婦**
 妊娠7か月～産後3か月の方
- ・ **けが人**
 骨折等により車いす・松葉杖を使用中的の方

◆申請方法

窓口申請の場合 大隅地域振興局地域保健福祉課（鹿屋市）で申請
 受付時間 平日8時半～午後5時

郵送申請の場合 必要書類と返信用切手（140円）を、大隅地域振興局地域保健福祉課に郵送
 〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16—6

◆申請に必要な書類

- ①申請書（申請書は、役場・振興局の窓口、鹿児島県のホームページから取得できます）
- ②次の書類の写し
 障がい者（身体・知的・精神）：身体障害者手帳等
 高齢者：要介護状態区分が分かる介護保険証
 難病患者：特定疾患医療受給者証
 妊産婦：住所・氏名・分娩予定日記載の母子手帳
 けが人：車いす、杖の使用期間が記載された診断書、身分証明書

駐車中は、ルームミラーに掛けるなど、車外から見えやすいようにしてください。



◆身障者用駐車場利用証は三種類あります。

 <p>障がい者 高齢者 難病の方</p> <p>鹿児島県</p>	 <p>車いす 常時利用者</p> <p>鹿児島県</p>	 <p>妊産婦 けが人等</p> <p>鹿児島県</p>
<p>緑色 (有効期間 5年)</p>	<p>赤色 (有効期間 5年)</p>	<p>オレンジ色 (有効期間 1年未満)</p>

車を運転される皆さんへお願い

身障者用駐車場は、可能な限り『身障者用駐車場利用証』をお持ちの方におゆずりください。